

令和6年8月26日

大田原市議会

議長 菊池 久光 様

大田原市議会議員倫理委員会

委員長 君島 孝明

(公印省略)

大田原市議会議員倫理委員会審査結果について（報告）

令和6年6月27日付けで審査請求のあった件について、大田原市議会議員倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求者

（代表者）中川雅之議員、岡野忠議員、津守那音議員、藤田善幸議員

2 審査請求対象議員

齋藤藤男議員

3 審査請求の対象となる事由の該当条項

議員倫理条例第3条第6号

4 審査請求の対象となる内容

子の学校健診の結果について、不明な点があったため、令和6年5月28

日に担当の学校医に対し、内容について説明を求めた際、説明に納得できず、「医者をやめてしまえ」と暴言を吐いた。その後、医師は学校医を辞任し、後任が決まらない状態となっている。また、新聞等による報道で関係各方面に多大な迷惑をかけているなど、齋藤議員の不適切な発言は、議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為と言わざるを得ない。

5 審査の結果

議員倫理条例第3条第6号に違反していると認定し、問責決議が相当と決定した。

6 委員会の構成

(委員長) 君島孝明議員、(副委員長) 大豆生田春美議員

(委員) 伊賀純議員、前田則隆議員、深澤正夫議員、大塚正義議員、櫻井潤一郎議員、引地達雄議員

7 委員会の概要

令和6年6月27日付け審査請求書が議長に提出されたことに伴い、議員倫理条例第5条の規定により議員倫理委員会が設置された。

【第1回】 令和6年6月28日(金)

委員長及び副委員長の互選を行い、今後の会議日程について協議した。

【第2回】 令和6年7月11日(木)

○執行部より、令和6年5月28日に齋藤藤男議員の子が通う小学校に電話をしたことから始まる一連の経緯について、関係者である学校教諭、学校医及び大田原地区医師会長からの聞き取り状況を聴取した。

○学校医は、齋藤議員との電話のやり取りの様子について、大田原地区医師会長宛メールを送付しているが、内容としては、終始「お前」呼ばわりで、一方的に話をしてきた。とても恐怖を感じたとのことで、学校医を辞任したいとしており、執行部においても学校医に対しメールの内容についての事実確認を行った。

○委員からの「暴言により学校医が辞任する事態となったが、執行部において議員本人の事情聴取は行わないのか」との問いに、執行部は「市が直接的に危害を受けたものではなく、議員としての資質については議員倫理委員会において判断をお願いしたい。今後の市の対応としては、保護者宛てに健診結果の見方や不明な点の問合せ先を市教育委員会及び学校とすることを通知する」との答弁があった。

○次回の議員倫理委員会において、議員倫理条例第6条第2項の規定により、齋藤議員に出席を求め、弁明の機会を設けるとともに、同条第3項に基づき審査請求者に対して請求内容の事情聴取を実施することが了承された。

【第3回】 令和6年7月16日（火）

○審査請求者の事情聴取及び齋藤議員の弁明を聴取し、審査請求内容の事実確認を行った。

齋藤議員は、「暴言を吐いたことは認める」「多方面に迷惑をかけていることは大変申し訳なく思う」「今後は言葉遣いや発言一つ一つに気を付けていきたい」としながらも、以前も視力の健診結果により再検査をしたが問題がなかったことや学校医の医院で子供が受診した際、診察や薬の処方等について不信感があった。今回の学校健診の数値に対しても明確な説明がなされないまま、受診を求められたため、普通の子を病気扱いし受診させて病院の売り上げにしているのかと怒り

がこみあげ、「金儲けのために医者をやっているなら、医者などやめてしまえ」などの暴言を吐くに至った経緯、その後、市役所の窓口にも出向き、一市民としていきさつを話したとの弁明があった。また、「大田原市議会議員の齋藤が恫喝した」「市役所の窓口に来庁し、かの医者をやめさせろと言った」とする新聞記事などに対して、齋藤議員は一切名乗っていないとし、報道されるに至った経緯を追求してほしいとも発言があった。

委員からは「学校医へ電話をした際には小学校に通う子の保護者と名乗ったのか」「公人であれば、名乗る名乗らないにかかわらず慎重になるべきではないか」との問いに、齋藤議員は「学校や学校医には名前は名乗っていない」「身をもって公人の立場の重さを知ったので、自覚を持ち今まで以上に活動に励み、市民生活に少しでも役立ちたいと思っている」との答弁があった。

○齋藤議員が暴言を吐いたことを認めたため、相手方である学校医から事実確認を行った上で、次回の委員会では議員倫理条例の基準に照らし、措置の内容を協議することが了承された。

【第4回】 令和6年7月23日（火）

○会議の冒頭、君島委員長から「今回の件について、大田原地区医師会長から事態收拾を依頼されたとする者が作成した文書が郵送等により委員全員に届いている。文書の内容である事態收拾の依頼や後任の学校医が既に決定しているとの事項に関し、大田原地区医師会長に確認をしたが、その事実はない」旨の説明を行った。

○前回の委員会において、齋藤議員が「後任の学校医が決定していると聞いている」旨の説明をした際、委員長より「誰からの情報か」との問いに明言を避けた件について、「前述の事態收拾を依頼されている

者からの情報である」との追加補正の申出とともに、改めて謝罪を含む内容の文書の提出があったことが事務局より報告された。

○委員長が、令和6年7月19日に学校医を訪問し、第2回委員会の執行部説明にあった齋藤議員との電話でのやり取りについては誤りがないことを確認し、加えて「肥満の判定は、BMIの数字だけではない。体全体で判断する」との説明を受けたことを事務局より報告された。

○大田原地区医師会としては、責任をもって後任の学校医を推薦することとしていることから、当委員会としては、齋藤議員及び学校医から事実確認ができた暴言を吐いた行為及びその後学校医辞任による後任不在の事実を絞って審議することを確認した。

○これまでの委員会において、執行部からの事情聴取及び齋藤議員の弁明を受け質疑応答を行った結果、齋藤議員は自ら暴言を吐いたことを認めており、カスタマーハラスメントに該当すると判断した。よって、議員倫理条例第3条第6号に定める「議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと」の倫理基準に違反することが認定された。必要と認める措置については、全員異議なく問責決議が相当との結果となった。

○次回の委員会においては、議長に提出する審査結果報告書（案）を審議することが了承された。

【第5回】 令和6年8月7日（水）

○審査結果報告書（案）の確認を行うとともに、委員より下記の意見があった。

- (1) 今回の事態を受けて、今後議員としての活動のあり方やハラスメントについての研修機会を設ける必要がある。

(2)「ハラスメント撲滅宣言」を対外的に発信してはどうか。

○今回の事案は、市議会の信頼を損ねるものとなり、市民の皆様に大きな迷惑をかけたことを踏まえ、議員としての自覚と責任について、改めて見直すための研修会を実施し、市議会全体として意識改革に取り組む必要があることを確認した。また、委員からの意見については審査結果報告書に盛り込むことで了承された。

○今後、報告書が調製され次第、正副委員長から議長あて審査結果報告書を提出することが了承された。

以上